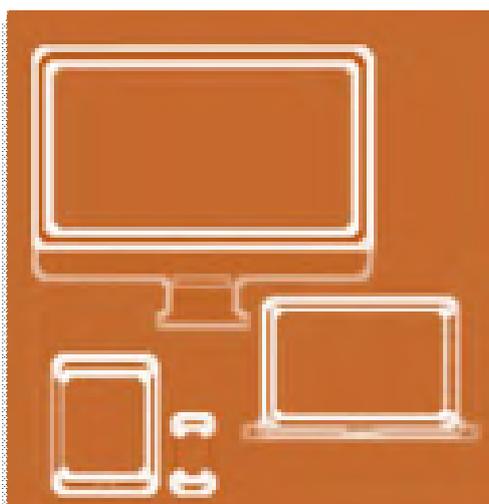


中頓別町

デジタル・トランスフォーメーション

推進計画 Ver 1



中頓別町 DX 推進プロジェクト

【 目 次 】

1. 計画の趣旨	… P 0 1
2. 推進計画	… P 0 1
(1) B P Rの取組みの徹底	… P 0 1
(2) 自治体の情報システムの標準化・共有化について	… P 0 3
(3) マイナンバーカードの普及促進	… P 0 4
(4) 自治体の行政手続きオンライン化	… P 0 5
(5) セキュリティ対策の徹底	… P 0 7
(6) 自治体のA I・R P Aの利用促進	… P 0 7
(7) テレワークの推進	… P 0 8
(8) 地域社会のデジタル化	… P 0 8
(9) その他	… P 0 8
3. 推進計画の進行管理	… P 0 9
○計画の推進体制	… P 1 0
○中頓別町D X推進プロジェクト	… P 1 1
○中頓別町D X推進スケジュール	… P 1 2

令和3年11月16日策定

中頓別町D X推進責任者

中頓別町デジタル・トランスフォーメーション推進計画

1. 計画の趣旨

デジタル・トランスフォーメーション（以下、DXという。）とは、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させることであり、総務省では、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえて、「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を令和2年末に策定しました。また、自治体が着実にDXに取り組めるよう令和3年7月7日に総務省より「自治体DX推進手順書」が提示されました。このことを受けて、当町で具体的にDXを推進するための本推進計画を策定するものです。

2. 推進計画

(1) BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の取組みの徹底

BPRとは、自治体における業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し再設計することであり、この手法をもって古い構造を見直し、ゼロから業務や組織、価値観などを改善することが求められています。

全体手順書では、次の一連の手順が示されています。

- ステップ0：DXの認識共有・機運醸成
- ステップ1：全体方針の決定
- ステップ2：推進体制の整備
- ステップ3：DXの取組みの実行

①ステップ0：DXの認識共有・機運醸成

令和3年5月12日に成立した「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」では、デジタル社会の形成に関する基本理念として次の事項等が掲げられています。

- ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現
- 活力ある地域社会の実現等
- 国民が安心して暮らせる社会の実現
- 利用の機会等の格差の是正

本事項に関しては、第8期中頓別町総合計画（令和4年4月1日から令和13年3月31日まで）の基本理念に合致するものであり、これに則りDXを推進していくものとします。

また、DXに基づき行政サービス改革を行う上でのサービスデザイン思考の共有も求められ、次のサービス設計12箇条に基づき推進することとします。

【DX推進基本理念】

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンド (E2E) で考える ※E2E: 端から端までの意味で、高度な通信制御や複雑な機能を端末のシステムが担い、経路上のシステムは単純に信号やデータの中継・転送のみをおこなうこと。
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

以上を職員全体の共通認識とし、首長、幹部職員のリーダーシップと強いコミットメントの元、進めて行くこととします。また、デジタル時代の若い職員層の意見も取り入れていく体制を構築する必要があります。

②ステップ1：全体方針の決定

DXの推進に係る全体方針は、本推進計画において決定し実施することになりますが、新たな推進方針や方向性の変更に基づき、随時、計画変更を行いながら進めて行く必要があります。また、デジタル化を直ぐに取り入れることができない高齢者の方たちへの対応に関しても、同時に検討していく必要があります。

③ステップ2：推進体制の整備

DXの推進においては、新たにDX推進担当部局を設置して、各部門との緊密な連携体制を構築することが望まれていますが、小規模町村でその体制を早期に構築するのは難しく、計画段階では情報担当部門を強化し推進していくこととします。また、将来的にはSE（システムエンジニア）の配置も検討していく必要がありますが、当面は現システムに関連したベンダーの支援を頂き情報収集をしていくこととします。全体計画は情報担当部門で調整を行い、現時点で早急に対応すべき事務事業の関係者とプロジェクトチームを構成させ、そこを核として必要に応じて各部門の担当者に参加頂く方向で調整します。

④ステップ3：DXの取組みの実行

個別のDXをPDCAサイクルによる進捗管理で進めていきます。また、取組みの内容に応じてOODA（観察・情報収集→状況、方向性判断→意思決定→行動・実行）のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定のもと進めて行くこととします。

(2) 自治体の情報システムの標準化・共有化について

標準準拠システムへの移行への目標時期は令和7年度とされており、ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行していく必要があります。

なお、基幹系17業務及びその担当課は、以下のとおりと思われます。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 住民基本台帳 | …総務課住民グループ |
| ② 固定資産税 | …総務課住民グループ |
| ③ 個人住民税 | …総務課住民グループ |
| ④ 法人住民税 | …総務課住民グループ |
| ⑤ 軽自動車税 | …総務課住民グループ |
| ⑥ 国民年金 | …総務課住民グループ |
| ⑦ 選挙人名簿管理 | …総務課総務グループ |
| ⑧ 国民健康保険 | …保健福祉課福祉グループ・総務課住民グループ |
| ⑨ 後期高齢者医療 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑩ 介護保険 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑪ 障がい者福祉 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑫ 生活保護 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑬ 健康管理 | …保健福祉課保健グループ |
| ⑭ 児童手当 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑮ 児童扶養手当 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑯ 子ども・子育て支援 | …保健福祉課福祉グループ |
| ⑰ 就学 | …教育委員会教育グループ |

作業手順としては、推進体制の立ち上げ後、現行システムの概要調査を行い、標準仕様との比較分析後、移行計画を策定。最終的にRFI（ベンダーへの提案依頼）を経て、標準準拠システム提供ベンダーを選定する必要があります。現行と比較分析を行うための標準仕様書は令和3年夏に第1グループ、令和4年夏に第2グループの仕様書が提示される予定となっています。現在の情報では、第1グループは総務課系の仕様書で、第2グループが保健福祉課系の仕様書であるとの情報が得られています。

住民基本台帳システムは町単独サーバでネットワーク連携。戸籍共同利用システムは平成29年度から開始した5町村連携システムとなっており、令和4年度に機器等の更新を要します。戸籍に関しては全国的な共通仕様となっていて移行に関してもガバメントクラウドに寄せ換えるだけと思われませんが、機器更新時にベンダーと5町村で協議を行い、移行に際して手戻りがない形での整理を要すると考えます。

他の殆ど業務は総合行政システムによる共通のシステムで稼働しています。総合行政システムの機器更新は令和2年度であり、一般的な機器の更新時期に合致する令和7年度の移行を検討することとします。

その他、後期高齢者医療や介護保険は独自のシステムで稼働しているとの情報であり、システム個別に比較分析を要すると考えます。また、現時点でシステムを利用していない業務もあると考えられ、早期に概要調査に着手する必要があります。

現行システム環境の基礎調査は「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」P30の基礎調査項目を参照して調査を行うものとし、P31の図表17からP32の図表21を用いて実施することとします。

国から標準仕様書が示された段階で、既存仕様書との相違点をFit&Gap分析にて行います。最終的に標準仕様書に合わせることになり、カスタマイズは出来ませんので注意する必要があります。システムで使用される文字等も同様であり調整していく必要があります。

移行計画に関しては、現時点で国においても並行して検討が進められていることから、随時、情報を得ながら移行計画を修正していく必要があります。

最後にベンダーへの提案依頼(RFI)となりますが、システムの標準化に向けてシステム上どのような変更が必要か町村では計れない要素もあり、既存システムのベンダーについては当初の段階から支援を頂きますが、最終的にはDXの趣旨に則りベンダーを選定することとなります。

(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードについては、作成に係る支援体制を構築して住民に対して旬報での啓もうを行い、作成支援を行っています。しかし、当町は高齢化率も高くなかなか進まない状況にあります。担当としては国勢選挙の期日前投票に来庁された方に声をかけてパンフレットにて直接広報し、直ぐに作って頂ける方は、その場で作成を行うようにして普及を促進してきているところです。

マイナンバーカードの作成がなかなか進まない理由としては、小規模

町村であり、それほど移動しなくても諸手続きが可能であること。光ケーブルは現時点で市街地エリアだけのカバーであり、広域化していないこと。健康保険証の代わりにはなりますが、現時点でシステムがまだ運用されていないこと。身分証明書にもなりますが、過疎地における交通の不便さから高齢になっても運転免許証を保持していること。個人情報の流出の恐れなどに抵抗をお持ちの方など、その有効性が示されていないことに起因しています。現在、国ではマイナポイントを与えることによる普及活動がなされていますが、過疎町村では使用できる場所も限られており効果は薄い状況にあります。町内で使用できる商品券の提供も考えられましたが、すでにマイナンバーカードを作られている方と不公平になるとの意見もあり、もう少し検討が必要と考えます。

町職員においては、殆どの方々がマイナンバーカードの作成を終えられており、職員通用口の施錠で利用を行い、働き方改革における勤務時間の把握や出勤簿に代わるものとして登退庁管理ができないか検討を行うこととします。また、その効果の検証を行い、今後、住民の体育館等の使用において、同様なシステムで利用者管理が出来ないかを確認していき、それらを通して利用促進を促すことを検討します。

(4) 自治体の行政手続きのオンライン化

デジタル・ガバメント実行計画では地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きとして31手続きをあげています。

なお、31手続きとは以下のとおりです。

- 01 自動車税環境性能割の申告納付
- 02 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 03 自動車税住所変更届
- 04 自動車の保管場所証明の申請
- 05●児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 06●児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 07●氏名変更／住所変更等の届出
- 08●受給事由消滅の届出
- 09●未支払の児童手当等の請求
- 10●児童手当等に係る寄附の申出
- 11●児童手当に係る寄附変更等の申出
- 12●受給資格者の申出による学校給食等の徴収等の申出
- 13●受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 14●児童手当等の現況届

- 15●支給認定の申請
- 16●保育施設等の利用申込
- 17●保育施設等の現況届
- 18●児童扶養手当の現況届の事前送信
- 19●妊娠の届出
- 20●要介護・要支援認定の申請
- 21●要介護・要支援更新認定の申請
- 22●要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 23●居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 24●介護保険負担割合証の再交付申請
- 25●被保険者証の再交付申請
- 26●高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 27●介護保険負担限度額認定申請
- 28●居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 29●居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 30●住宅移住後の要介護・要支援認定申請
- 31 罹災証明書の発行申請

上記31行政手続きのうち、●で表示された26手続については、令和4年度末を目指して、原則、全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にする必要があります。

このオンライン化を進めるにあたって、業務内容やプロセス等を抜本的に見直す必要があります。書面規制・押印・対面規制さらには申請自体を不用と出来ないか検討する必要があります。押印の必要性に関しては、令和2年11月から令和3年5月までに各課での調査を終えており、それに基づき押印の廃止を検討する必要があります。また、条例、規則等の改正も必要とされます。

マイナポータルについては、全自治体との接続環境が令和3年5月より開始されており、既存の省庁連携基盤を活用し政府共通NW経由で全自治体と接続できるようになり、従来はLGWAN-ASPサービスの調達が必要であった自治体基幹系との接続は個別調達を要せずオンライン申請の受付が可能となります。また、子育て、介護、被災者支援等の手続きは、マイナポータルの申請書の共通様式が利用できるようになります。詳細について確認を行い、どのような利用方法が望ましいか検討を行っていく必要があります。

実務的には、既存の26手続についてはマイナポータルを利用したオンライン化とし、共通様式が利用できる他の手続についても同様と

します。現在、マイナポータルの「ぴったりサービス」で行っている手続きとそうではない手続きとの確認を行い、「ぴったりサービス」に移行できるものは全て移行するものとします。また、自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書に参考例として26手続き以外の手続きも記載されており、利用頻度が高くより利便性の向上が求められる手続き或いはその他の手続きについてもオンライン化を検討するものとします。なお、マイナポータルのぴったりサービスから基幹系システムへ申請データを効率的に取り込むため、庁内ネットワークとの連携を確認し必要に応じて「デジタル基盤改革支援補助金」を活用し改修等を行うものとします。

(5) セキュリティ対策の徹底

DXを進めるうえで、情報伝達の方法や個人情報の保護の観点について、中頓別町セキュリティポリシーを見直す必要があり、令和2年12月28日改正の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び令和2年8月18日付け総行情第109号による「次期セキュリティクラウドの標準要件について」を参照して検討します。ただし、国の情報における規制緩和や情報伝達方式の変更によりさらなる修正を要することも考えられますから、今後の経過を確認しつつ進めて行くこととします。

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課地域デジタル担当課長名で実践的サイバー防御演習(CYDER)の受講を各市町村に呼び掛けており、特に、直近3年度で受講されていない市町村は、是非、受講されるようにとも要請されています。令和4年度の職員研修として検討を行います。

(6) 自治体のAI・RPAの利用促進

デジタル技術を活用した業務改善としては、既存の電子決裁機能付き文書管理システムによる電子決裁を推進します。国や道から電子メールで送付される公文書のうち、閲覧完結で終了する文書に関しては電子決裁にメールでの公文書を添付して処理することとしペーパーレス化を図っていくこととします。押印を要する決裁について、現時点では現状のままとしますが、コピー複合機のスキャナー機能を活用して電子的な保管についても検討を要すると考えます。

また、マイナンバーカードの普及促進でも触れましたが、職員の出勤簿の代わりとなるような登退庁管理や超過勤務管理などに活用できないか検討を行うこととします。

(7) テレワークの推進

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度より徐々に強化を進めてきています。令和2年度に情報データはクラウド式として情報管理の安全化を図り、令和3年度中に全ての職員端末をテレワーク用ノート型パソコンに入れ換え、それに伴うWi-Fiの強化も完了する予定です。令和4年度にはクラウドの強化を図ることし、ハードに関わる整備は完了の予定です。

令和3年度中に中頓別町職員在宅勤務要綱を制定して、ソフト面を整備し運用を図っていくこととします。

(8) 地域社会のデジタル化

当町においては、市街地に関して光ブロードバンドサービスが提供されていますが、市街地以外は未提供地域となっています。このため、光回線網の整備に向けて、令和2年度に実施設計、令和3年度（令和2年度繰越し予算）に民設による路線網の整備を完了する予定です。

これにより、中頓別町全地域に光回線網が整備され、DXの推進に向けた基幹的な環境が整うことになっています。

(9) その他

自治体の行政手続きのオンライン化に向けて、窓口業務改善プロジェクトにおける若手職員でしっかり議論いただき、既存の行政手続きを前提とするのではなく、業務内容やプロセス等を根本的に見直し、再構築する方法で提言頂くこととします。令和元年度の窓口業務改善プロジェクトでは高齢者へのスマートホンの使い方講習会を開いてはどうかという提言もありましたが実現には至っていない状況であり若手職員で再度検討すべきと考えます。また、高齢者へのアナログのサービスに関しても、電話にて事前申請受付を可能にするとか、住民サービスの向上に向けた検討がなされるべきであると思われまます。

現在、町のホームページ上では、メールによる問い合わせに対応しており、中頓別町暮らしごと窓口の「お問い合わせ」に質問が寄せられますと、各担当課にて回答を整理しメールで返信するシステムとなっております。また、各種申請書の様式に関しては、申請書のダウンロードで以下の申請書様式をダウンロードすることが可能となっています。ここに踏み込んで、個人認証及び押印の廃止が可能となれば、電子申請の可能性が生じてくると考えます。全てを電子化することは当町のような小規模町村では費用対効果上、難しいと考えられますが、一部をアナログ処理することで

費用対効果を下げて対応し、それにより住民サービスが向上するのであれば、十分に検討可能であると考えられます。(4) 自治体の行政手続きのオンライン化でも記述しましたとおり、マイナポータルと自治体基幹系との接続及び自治体基幹系独自による情報セキュリティや個人認証について、今後の国のDX推進情報を注視し、どのようなシステム構築が可能であるか、さらに申請様式等の拡充が可能であるか検討を進めていく必要があります。

◎総合窓口 中頓別町暮らしごと窓口 >>> お問い合わせ (メール)

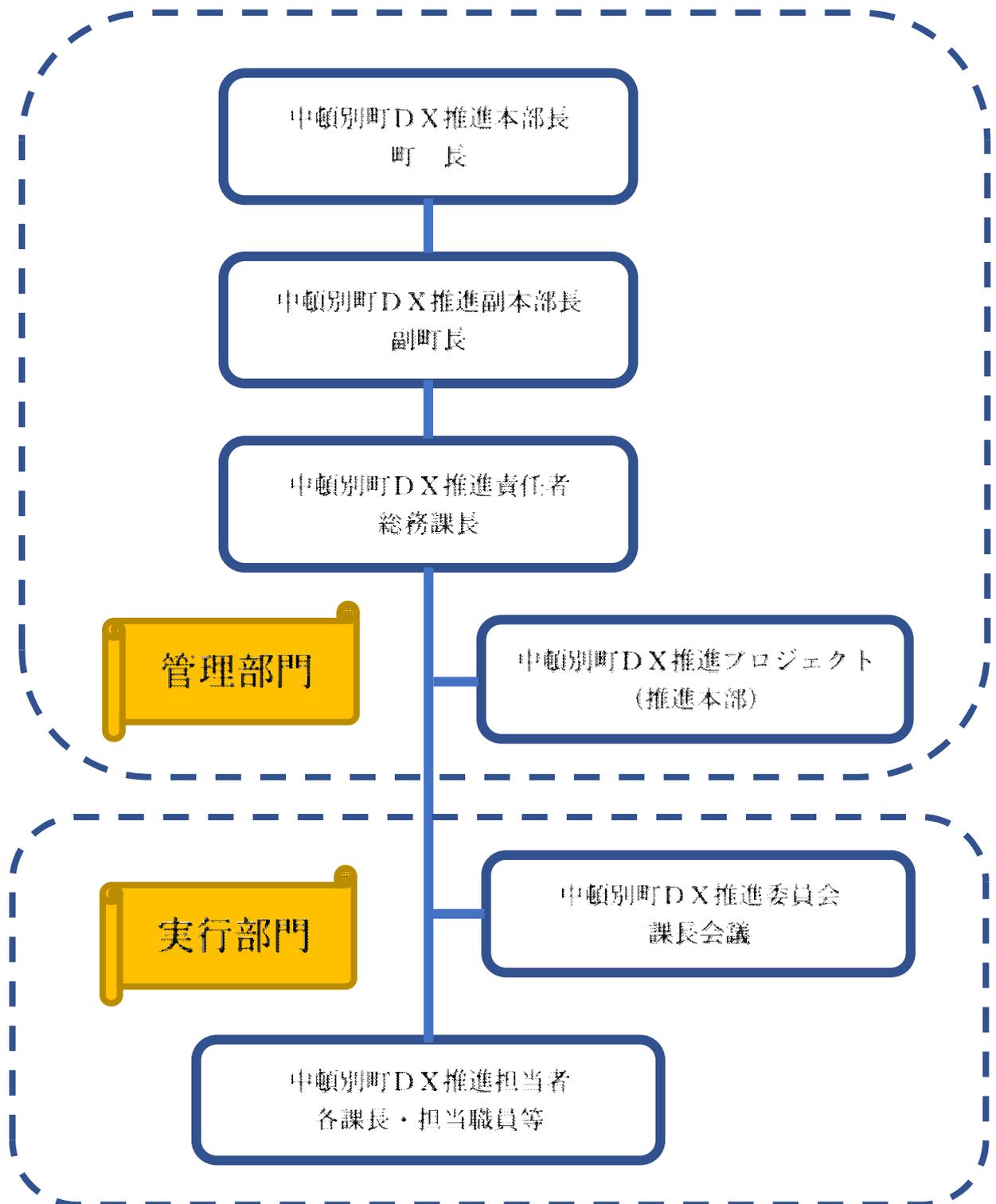
◎各種申請書 >>> ダウンロード

- 総務課
 - 証明書交付申請書
 - 転出証明書の郵送依頼書
 - 住民票異動届
 - 印鑑登録申請書
 - 印鑑登録証明書交付申請書
 - 戸籍・住民票の郵送申請
- 保健福祉課
 - 不妊治療費等助成に関する申請書
 - 不育症治療費等助成に関する申請書
 - 妊婦健康診査等助成に関する申請書
 - ファミリーサポートセンター事業申請書等(提供会員)
 - ファミリーサポートセンター事業申請書等(依頼会員)
 - 定期の予防接種の申請書
 - 高齢者インフルエンザ予防接種の申請書
 - 高齢者肺炎球菌予防接種の申請書
 - 乳幼児医療費受給資格認定書
 - 障がい者等就労促進助成に関する申請書
 - 産後ケア事業
- 教育委員会
 - 社会教育施設
- 建設課
 - 道路河川申請様式
 - 公営住宅等申請書

3. 推進計画の進行管理

DXを進める初期段階において、あまり人数を増やして協議を進めた場合、早急には実施しなくてはならない事業がおろそかになり、国に求められている期間までにDXが進まないことが予想されます。このことから、当初では、急ぐ課題に係る担当者を主体として核をつくり、必要に応じて他課の意見を取り入れる方法で進めることとします。

計画の推進体制



中頓別町DX推進プロジェクト

【基幹プロジェクトメンバー】 …… 基本計画及び実務担当者

◎総務課長	中頓別町DX推進責任者
◎総務課総務グループ長	DX推進副責任者 情報システム担当 テレワークシステム担当
◎総務課住民グループ長	新総合行政システム担当
◎総務課住民グループ主任	戸籍事務・住基ネット担当 マイナンバーカード担当
◎保健福祉課長	新総合行政・ぴったりサービス統括
◎保健福祉課福祉グループ主査	ぴったりサービス担当

【追加プロジェクトメンバー】 …… 必要に応じて基幹Pに招集

◎総務課政策経営室主事	高速ネットワーク通信環境整備担当 ホームページ担当
◎総務課総務グループ主任	職員研修・窓口改善プロジェクト担当
◎総務課政策経営室	デジタル基盤改革支援補助金 特別交付税（共同オンラインシステムの 導入経費）

【補助プロジェクトメンバー】

◎各課	各種申請書のデジタル化担当
◎各課 (支援～総務課総務グループ)	上記に係る条例・規則等の変更

4. 推進スケジュール

◎別紙のとおり

中頓別町デジタルトランスフォーメーション推進スケジュール

推進計画 Ver1

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	担当課・グループ
(1) BPR	◎基幹P会議 ◎推進計画案策定 ◎課長会議周知	◎基幹P・追加P・補足P会議 ◎委員会設置	◎基幹P・補足P・追加P・補足P会議			プロジェクト関係課 総務課総務G 総務課総務G
(2) 総合行政システム -① (基幹系17業務)	□第1G仕様書 ◎ベンダー協議 → ◎5町村意見交換 (運系町村)	□第2G仕様書 ◎共有化・標準化 ◎基礎調査	◎Fit&Gap分析	□R2機器更新5年 ◎RFI	◎システム移行	総務課住民G・保福課福祉G
(2) 住民基本台帳 -②		◎機器更新			◎システム移行	
(3) マイナンバーカード	◎広報・作成支援 ◎カード作成調査(町職員関係) ◎職員100%	◎職員家族100% ◎マイナンバーカードの利用検討				総務課住民G 各課
(4) 行政手続き (ビュッサーパス)	◎26手続き確認 ◎罹災証明確認	◎オンラインシステム整備 ◎システム検討	◎システム追加			総務課住民G・保福課福祉G 総務課総務G 総務課総務G
(5) セキュリティ	◎ガイドライン確認	◎サイバー-防御研修 ◎情報セキュリティポリシーの見直し				総務課総務G
(6) AI・RPA	◎文書管理システムを利用した電子決裁(閲覧完結) ◎文書の電子管理促進 ◎ビュッサーパス連携確認			◎システム変更		総務課総務G
(7) テレワーク	◎専用端末導入 ◎Wi-Fi強化 ◎在宅勤務要綱策定	◎クラウド強化				総務課総務G
(8) 地域デジタル化	◎高速ネットワーク通信環境整備					総務課政策経営室
(9) その他		◎窓口改善P ◎申請書のデジタル化検討(窓口改善P) ◎アナログサービスの検討(窓口改善P) ◎押印の廃止検討				各課(総務課総務G) 各課(総務課総務G) 各課(総務課総務G) 各課(総務課総務G)